

東京くらしねっと

今月の話題

増えるサブスクリプションサービス

読者レポート

正しい計量器が手元に届く仕組み ～計量器の法定検査～

相談の窓口から

葬儀費用のトラブル ～パッケージプラン以外に追加料金が請求された～



東京都消費生活総合センター 相談窓口のご案内

☎03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

受付時間

月曜～土曜

9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 局番なし188

東京の消費生活に関する情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>





今月の
話題

増える サブスクリプション サービス



ひかり総合法律事務所

弁護士 高木 篤夫

サブスクリプションサービスは、一定期間内の定額サービスとして、デジタルコンテンツやソフトウェアでは一般的な契約形態になってきています。消費者が生活を豊かに過ごすために役立つ契約の一つと言えますが、メリットだけでなくデメリットを十分認識していないと、トラブルに発展することがあります。注意する点をよく知っておきましょう。

サブスクリプション サービスとは？

通常、商品やサービスを購入する際には、その都度、料金を支払いま

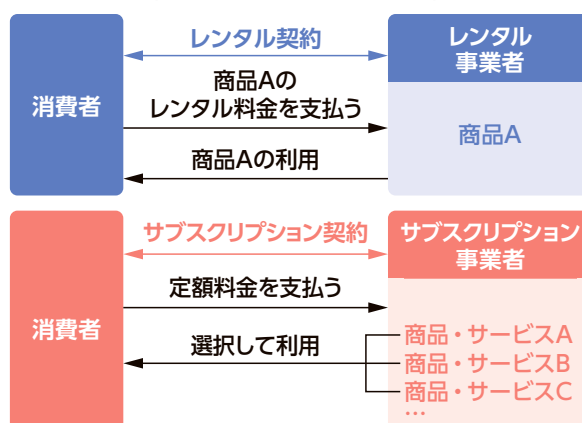
す。これに対し、サブスクリプションサービスとは、月額料金などの定額を支払うことで、一定期間、商品やサービスの利用が可能となるものをいいます。

サブスクリプションサービスの利用形態には、①契約期間内は無制限に利用ができるもの（いわゆる「使い放題」こと、②一定の条件のもとに利用可能なもの（提供数、種類、利用回数などに上限があるなど）があります。

法的にみると、一回ぎりの売買契約ではなく、継続的契約に分類されます。対価は「定額」で「定期支払い」をすること、「所有すること」ではなく「使うこと」が契約の中心的内容となること、期限が定められているとしても自動更新となっていて終了させるには解除が必要となっていることが特徴です。

レンタルやリースは、借りる都度、商品を選択し、レンタル料やリース料を支払いますが、サブスクリプションサービスは、商品を選定する

■ レンタル契約とサブスクリプション契約の比較



必要がなく、定額を支払えば、事業者が用意した商品やサービスの中から、利用するものを選択したり組み合わせたりすることができる仕組みになっています。

動画、音楽、電子書籍や雑誌などのデジタルコンテンツ、ソフトウェアなどでは、サブスクリプション契約による提供が普及しつつあります。

また、従来から、洋服や服飾雑貨が毎月届く定期購入契約や頒布会といった、一定期間・複数回の売り切り型の販売が行われてきた商品などについても、近年は、一定期間商品を使用した後に返却するという商品使用型のサブスクリプションサービス

スで提供されるようにもなっています。

サブスクリプションサービスのメリットとデメリット

消費者にとってサブスクリプションサービスは、次のようなメリットとデメリットがあります。

メリット

- ① 都度、購入するよりも、割安に商品・サービスを利用できることが多い
- ② 契約の範囲内で、さまざまな商品・サービスを使うことができる
- ③ 維持管理や処分の手間が不要
- ④ 新しい商品・サービスを利用することができ
- ⑤ お試し無料期間が設定されていることが多い
- ⑥ 契約期間の縛りが無い場合には、不要になれば解約できる
- ⑦ デジタルコンテンツなどの商品・サービスは、インターネットで簡単に契約できることが多い

デメリット

- ① 使用しない機能や興味のない商品・サービスも含まれていることがある
- ② オプションサービスなどの契約の内容がわかりにくいことがある

- ③ 使わなくても定額料金が発生する
- ④ 解約すると商品・サービスが利用できなくなる

- ⑤ 契約後に、提供される商品・サービスが変更されることがある
- ⑥ 解約の方法が理解しにくかったり、解約制限があったりすることがある

トラブル事例

● 試用期間・契約に関するトラブル
試用期間が無料とされていたので、申し込んだ。その後、有料の契約をした覚えがないのに、クレジットカードから利用料金が引き落とされていた。無料期間終了後、自動的に通常の契約に移行していたようだ。

無料期間の申し込みをした場合でも、申し込み時にクレジットカード情報など決済手段の入力をしているときは、無料期間後に自動的に有料の契約に移行する可能性があります。一定期間無料であるという広告表示だけでなく、利用規約や広告の注意書きなどをよく読んで契約条件を確認してから申し込むことが重要です。無料期間だけで契約が終わるものなのかどうか、有料契約に自動移

行する場合は解約手続きがいつまでに必要なかということを必ず確認しておきましょう。

また、一つの申し込み手続の際に、オプションや複数のサブスクリプション契約も同時に申し込めるよう、あらかじめ設定されていることもあります。サブスクリプションサービスは簡単に申し込めるようになっていくことがほとんどですので、申し込みの前に契約内容について、十分な確認をするようにしましょう。



● サービスの内容・利用方法に関するトラブル

動画見放題のサービスを契約したが、見たい番組は追加料金が必要だった。しかも、パソコンでは動画がうまく映らず、スマホでは動画が見ることができなかった。利用しないで忘れていたら、月額料金がかり続

サブスクリプションサービスでは、

利用していなくても、継続して定額の利用料金がかかり続けます。利用しないサービスであれば、確実に解約手続をしておく必要があります。

また、定額の月額利用料で提供されるサービス以外にも、追加料金のオプションなどがあったり、別のサービスを同時に提供したりしている事業者も見られます。「見放題」という言葉だけで判断せずに、どのようなサービスがどのような条件で提供されるのかという契約内容を十分確認したうえで、申し込みをすることが重要です。使ってみたら自分の期待していたサービスが使えないということがないよう、定額料金で利用できるサービスの範囲や利用できる機器などのサービス提供の条件についても、申し込みをする前に確認しておきましょう。

● 解約に関する事例

音楽聴き放題のサービスを解約しようとしたが、解約方法がわからない。事業者で電話したがつながらない。ネットで調べてみると、ネット上でログインして手続をする必要があるようだった。そのサービスのIDがわからなくなってしまっ

解約方法がわからないなどの理由で利用料金を支払い続けることとなるトラブルも多く見られます。特にオンラインでの解約手続は、解約するまでにいくつもの画面を示されたりして、申し込みの時よりはるかに手間がかかることがあります。IDやパスワードが必要になることもあります。IDやパスワードがなくてもいいかもしれませんが、契約時から時間が経過していたりすると、忘れてしまいがちです。いずれ解約するかもしれないことを考えて、IDやパスワードは確実に管理しておきましょう。

まとめ

商品やサービスを定額で利用するサブスクリプションサービスは、その内容に納得して賢く使えば、効率的かつ安価に商品やサービスを利用することが出来ます。しかし、サブスクリプションサービスの内容によっては、自分にとって不要なものに毎月支払いを続けるということにもなりかねません。申し込みの際には、契約条件や利用料金、利用条件などの契約内容にかかわる事柄を確認するほか、解約の手続方法や解約できる時期などについても十分に確認していく必要があります。

特に、解約方法などについては、トラブルも多くなってきたており、事業者がわかりやすく適切な説明や解約手続を用意していないこともあります。申し込みとするサブスクリプションサービスの評判などを事前に確認して、類似のサブスクリプションサービスとも比較検討するなど申し込み前の検討が重要です。また、注意書きや利用規約に細かな制限が書き込まれていることがありますので、きちんと確認しましょう。

事業者の広告や申し込みの画面などが消費者に誤解を生じさせるものであった場合や、契約時に示された内容と実際のサービス内容が異なっていた場合など、契約の取消や解除を事業者に主張できる場合があります。トラブルにあてしまったら、まずは消費生活センターに相談をしましょう。

消費者ホットライン

☎188
(局番なし)

お近くの消費生活相談窓口
につながります。

東京都消費生活
総合センター

☎03-3235-1155

次号の今月の話題は「キャッシュレス決済」についてです。

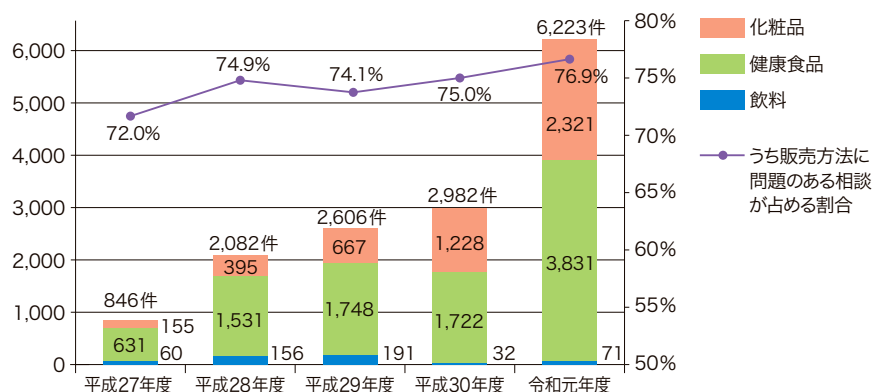


お知らせ

定期購入に関する相談が増加しています！

インターネットで表示された広告を見て、格安または無料だと思い、お試しのつもりで商品の購入を申し込んだら、実は、複数回購入しなければならない「定期購入」だったという相談が著しく増加しています。

令和元年度に、都及び都内区市町村に寄せられた消費生活相談件数の総数は139,305件、前年度からほぼ横ばい(0.1パーセント増)ですが、そのうち、健康食品や化粧品などの「定期購入」に関する相談件数は、前年度の約2.1倍と大きく増加しています。



「定期購入」に関する相談件数及び販売方法に問題があると考えられる割合
(令和元年度消費生活相談概要より)

- 「お試し」「初回限定」などと無料や大幅な値引きをうたう商品の中には、最低購入回数や購入期間が条件となっていて、総支払額が高額になる場合がありますので、気を付けましょう。
- 解約・返品の条件が厳しい場合があります。契約内容はしっかり確認しましょう！
定期購入などでトラブルが発生したり、不審な点があるときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

相談・問い合わせ

東京都消費生活総合センター 相談課 ☎03-3235-1155



電気ポットによる子供のやけどに気をつけよう！

電気ポットはボタンがあったり、蒸気が出たり、音が鳴ったりするため、子供の興味をひくことがあります。



電気ポットによる子供のやけど事故が起きています。場合によっては重症となる可能性もあり、注意が必要です。事故の実態や傾向について知ること、事故の防止に努めましょう。

！こんな事故が起きています！

- 電気ポットが転倒し、お湯がこぼれる：コードに足をひっかけて、電気ポットを倒した。
- 電気ポットの蒸気に触れる：沸騰中で蓋から湯気が出ている状態で、好奇心に駆られた子供が蒸気口を手のひらで触った。
- 電気ポットの給湯操作をしてお湯を出す：電気ポットの給湯ロックがかかる前に、子供が給湯ボタンを押して、お湯が子供にかかった。

事故防止のポイント

- 特に小さい子供がいる家庭では、安全に配慮した電気ポットを選んだり、子供の手が届かないところに置くなど生活環境を見直しましょう。
- 内蓋パッキンが経年劣化すると転倒時のお湯漏れのリスクが高まるので、取扱説明書に従い点検・交換しましょう。パッキンの交換により保温性能の低下を防ぐなどの効果もあります。
- 自宅以外の場所（親戚宅や旅行先など）でも、事故の危険に注意しましょう。

参考HP 東京くらしWEB 注意喚起リーフレット「電気ポットによる子供のやけどに注意！」

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h30/documents/30_leaflet_denkipot.pdf

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3055



受講無料 ●対象は都内在住または在勤、在学の方 ●応募者多数の場合は抽選
●当日の参加申し込み不可 ●定員に満たない場合は締切日以降も受付

2・3月の実験実習・食育講座

実験実習講座

講座	講師	会場・日時	
省エネ!? 経済的!? 「圧力鍋」 ～基本と正しい使い方～	東京都消費生活 総合センター 技術担当職員	飯田橋会場(消費生活総合センター)	立川会場(多摩消費生活センター)
		2月25日(木) 13:30～16:00 申込締切 2月12日(金) (消印有効) 定員 32名 2/19(金)までに、はがきにて 	

飯田橋会場への 申込先・問い合わせ	東京都消費生活総合センター 実験実習講座担当 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階	☎03-3235-1157 FAX 03-3268-1505
立川会場への 申込先・問い合わせ	東京都多摩消費生活センター 実験実習講座または食育講座担当 〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階	☎042-522-5119 FAX 042-527-0764



読者
レポート

正しい計量器が手元に届く仕組み ～計量器の法定検査～

読者委員 藤井 陽子



藤井委員(右)と
東京都計量検定所の
山本さん(左)

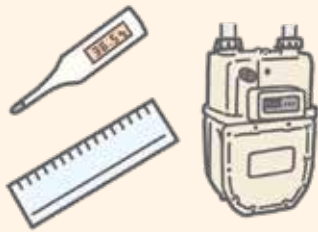
「私たちの生活に欠かせない計量」ですが、それらを計量する計量器の精度を気にしたことがありますか。おそらく、ほとんど気にしたことはないでしょう。精度を心配せずに使用できるその陰には、正しい計量器のみが私たちの手元に届くよう、計量法で検査制度が整えられているのです。

そこで、東京都でこの検査制度を支える東京都計量検定所に、計量器の検査や検定所の役割についてお話を伺いました。

暮らしと計量

私たちは、日々の暮らしの中で、体温測定などのように「自分で計量する」だけでなく、ガス料金の支払いなどのように「計量された結果を利用」しています。このように、計量は、私たちの暮らしを支えており、精度の保たれていない計量器が出回ると社会に混乱が起きかねません。そのため、安心して使える計量器を供給する制度が整備されています。

計量には、目安を知る程度でいいものから、命に関わるわずかな差を見極めなければならないものまで、さまざまなものがあります。



計量器の検定・検査

安心して使える計量器を供給するための制度として、計量器の検定・検査があります。計量法では、取引や証明、健康管理に使用される、タクシーメーター、質量計（はかり、体重計など）、温度計などの計量器

18種を、特定計量器と指定し、「検定」という、技術基準を満たしているかの検査を課しています。そして、検定に合格したものにだけ「検定証印（図1）」または「基準適合証印（図2）」という印が付けられ、この印があるものが流通しています。検定に合格しても、使用するうちに誤差が生じるため、商店などで使用するには、2年に1度「定期検査」を受検することが使用者に義務付けられています（図3）。

また、一般家庭で使用する調理用はかり、体重計、乳幼児用体重計を家庭用特定計量器といいます。これらは、製造事業者等が、法定技術基準を満たすことを示す印（図4）を付けたもののみが、市場に流通しています。※図4の印の計量器は、証明などに使用できません。

図3
定期検査済
合格ステッカー



（定期検査済証印が記載されています。）

図1
検定証印



図2
基準適合証印



（検定証印と同等の基準で付けられる印。検定証印とは、検定場所が異なります。）

図4
家庭用特定
計量器の印



東京都計量検定所の役割

これら計量器の検定や検査などを行っているのが東京都計量検定所です。東京都計量検定所では、四つの施策により、正しい計量を推進しています。



その一つに、「正しい計量器が供給されるための施策」があり、計量器の検定や検査を行っているのです。

〈検定〉は、構造検定と器差検定からなっています。構造検定では、目視等で、法令に基づく技術基準への適合性を確認し、器差検定では、計量器の計量値が、法令で定められた範囲内なら合格となります。ここで、四つの計量器の器差検定をご紹介します。

● はかりの検定

重さをはかる「はかり」の検定には、基準分銅を使用します。そのため、東京都計量検定所には、1000分の1グラムから1トンまでの分銅が揃っています。最低目盛の10分の1の重さの分銅を一つずつはかりに載せ、表示される数字が一つ増える（四捨五入される）タイミングなども確認します。



分銅各種

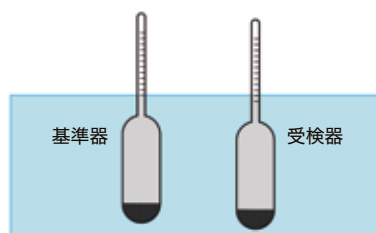
● 浮ひょうの検定

「浮ひょう」とは、液体の密度や比重をはかる計量器です。液体に浮ひょうを浮かべ、その沈んだ深さで測定します。その値が正しいかどうか、あらかじめ密度や比重が分かっている検定用の液体に基準浮ひょうと受検する浮ひょうを浮かべて、計量値を比較します。

検査によっては、硫酸などの劇薬を使用するため、検定員は、防護服、ゴーグル、手袋などを着用します。更に、検定室には、人体に薬

液がかかった際に、直ちに洗い流せるようシャワーが備えられています。薬液は完備された設備できちんと処理したうえで、排水されています。

浮ひょうの器差検定



器差検定: 基準器と受検器の差(器差)を測定し、その差(器差)が定められた範囲内が確認する



燃料油メーターの検定(ガソリンスタンド)

● 燃料油メーターの検定

この検定は、管轄内の全てのガソリンスタンド等に検定員が出向いて行います。正確な体積を示す法定の基準タンクに、大流量(例 40ℓ/分)と小流量(例 8ℓ/分)で燃料油を注ぎ、流量に関係なく、正しい計量値を示すかを確認します。

ちなみに、ひと昔前に、水道から

少量ずつ水を出すと、メーターが反応せず、水道代の節約になるという噂もありました。しかし、この燃料油メーターの検定からも分かるように、実際には、どれだけ少量ずつ水を出しても、水道メーターがしっかりと感知するよう法令で技術基準が定められています。

● タクシメーターの検定(装置検査)

タクシメーター検査場に設置された基準器の上に車両を載せ、走行状態を再現した上で、メーターが走行距離を正しく計量しているかを確認します。管轄内のタクシメーター都内3カ所にあるタクシメーター検査場のいずれかにて、1年に1度検査を受けなくてはなりません。

東京都計量検定所に行ってみよう!

東京都計量検定所では、ここに紹介したような検定の見学が可能です。担当の方に案内してもらえますので、興味に合わせ、計量の単位、計量器の変遷など計量に関することが学べます。大人に限らず、お子さんやお孫さんの自由研究にも人気だそうです。(予約制です。)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対応できかねる場合があります。まずはお電話でご相談下さい。(令和2年9月取材時点)

取材を終えて

当然のように使っていた正確な計量器ですが、今回の取材で、計量器の精度を心配せずに計量できることの方がたさ、便利さを、初めて考える機会を得ました。この大切さに気付き、明治維新の混乱の中、度量衡法を定めて現在の計量法につながる検定制度を確立した先人たちの、計量に対する意識の高さに感服するばかりです。

* * *

東京都計量検定所では、例えば「購入した商品の実際の内容量がちよつと少ないような気がする」など、私たちのくらしの中の計量に関する様々な疑問や相談などにも対応してくれそうですので、何かあれば連絡してみてください。

東京都計量検定所についてのお問い合わせ

東京都計量検定所
管理指導課
企画調整担当
Tel 03-5617-6643
〒136-0075
東京都江東区
新砂三丁目3番41号



相談の
窓口から

葬儀費用のトラブル

～パッケージプラン以外に追加料金が請求された～

Q

葬儀業者に家族葬にしたいことを伝えたところ、25万円のパッケージプランを提案されて申し込んだ。内容をよく見ずに契約したが、葬儀の前日に見積書を確認したら、パッケージプランに不要なサービスが含まれていた。また、オプション費用として、ドライアイスなどで20万円近くの追加費用がかかることが分かった。どうしたらよいのか。

見積書	
合計	000万円
パッケージプラン	00万円
(内訳: 00.00.00...)	
オプション	00万円
(内訳: 00.00.00...)	



A

葬儀業者との契約は、時間的な余裕がなく、複数社の見積りを比較検討することが難しいなど、消費者が十分に確認できないことから、トラブルが多く発生しています。また、最近では、多くの葬儀業者がウェブサイト을設けており、葬儀業者のネット広告を見て葬儀を依頼するケースも増えています。

葬儀業者から提示される料金はパッケージプランとなっていることが多く、事例のように、パッケージプランの内容によってはオプション費用が追加で発生することがあります。また、ひつぎや祭壇の花をグレードアップすることにより、当初の見積額の他に高額な追加料金を請求されることもあります。コロナ禍においては、消毒作業が発生し、追加の費用がかかったなどの相談も寄せられています。

どのような葬儀を希望するのかを明確に葬儀業者に伝えたい一方で、葬儀業者から提示された葬儀内容が希望どおりになっているか、金額や支払時期は問題ないかを確認することが重要です。パッケージプランを申し込むときには、その中に必要なサービスが含まれているか、希望しないサービスが含まれていないかを必ず確認しましょう。

また、悲しみの中で気が動転している状況での確認不足を補うために、可能であれば葬儀業者との打ち合わせは複数人で行ったほうが良いでしょう。

葬儀に対する考え方は近年多様化しています。葬儀の方法や費用など、普段から情報を集めておくことが大切です。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155



情報
PickUp

著作権法が一部改正されました

～海賊版対策にかかる改正の概要～

(1) リーチサイト対策 (令和2年10月1日施行)

- リーチサイト^{※1}等の運営行為等を刑事罰(親告罪^{※2})の対象とする。
- リーチサイト等において侵害コンテンツ^{※3}へのリンクを掲載する行為等を著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上(親告罪)の責任を問えるようにする。

(2) 侵害コンテンツのダウンロード違法化 (令和3年1月1日施行)

- 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制(私的使用目的であっても違法とする)について、対象を音楽・映像から、著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)に拡大する。
- その際、規制対象を違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする場合のみとするとともに、①漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」、②二次創作・パロディ、③著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合、のダウンロードについては規制対象から除外する。
- さらに、正規版が有償で提供されている著作物のダウンロードを反復・継続して行う場合には、刑事罰(親告罪)の対象にもする。

※1 リーチサイト: 侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト ※2 親告罪: 権利者の告訴が必要
※3 侵害コンテンツ: 違法にアップロードされた著作物等

インターネット上には多数の海賊版サイトが存在し、漫画・雑誌に限らず、写真集・文芸書、ゲームなど著作物の分野・種類を問わず被害が発生しています。そこで、海賊版対策をより実効性あるものとする観点から、(1) ユーザーを侵害コンテンツへ誘導する「リーチサイト」等の規制や、(2) 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大など、著作権法の一部が改正されましたので、ご紹介します。

【参考】

文化庁HP 令和2年通常国会
著作権法改正について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/



ツイッター



フェイスブック



ぜひフォローしてください。